

協働のまちづくりの推進にかかる庁内体制

富里市協働のまちづくり推進本部

【目的】

市民等との協働によるまちづくりをあらゆる分野で総合的かつ効果的に推進する体制を確保するため

【組織】

本部長 市長

副本部長 副市長・教育長

本部員 関係部課等の長

【所掌】

- (1) 富里市協働のまちづくり条例に関すること
- (2) 富里市協働のまちづくり推進計画に関すること
- (3) 協働の推進に係る総合調整に関すること
- (4) 庁内における情報の共有並びに連携及び協力体制の確保に関すること
- (5) 職員の意識啓発に関すること
- (6) その他協働の推進に必要な事項

【庁内協働推進員の設置】

推進本部の円滑な運営を図るため、各課等に庁内協働推進員を設置

庁内協働推進員

【組織】各課等の長が選任した職員

【所掌】

- (1) 協働を推進するための各種事業に関する情報の共有並びに庁内連携及び協力体制の確保
- (2) 研修会等への参加並びに所属課等内における協働に関する情報の周知及び啓発
- (3) 所属課等内における協働施策に係る取り組みの推進
- (4) 協働の推進にかかる調査研究
- (5) その他協働の推進に必要な取り組み

連携

庁内協働推進員連絡会

市民活動推進課

専門部会の設置
ワーキンググループの設置